

第9節 児童福祉・母子保健・少子化対策

1 子ども・子育て支援事業計画推進

(1) 子ども・子育て支援事業計画推進

根拠法令等	子ども・子育て支援法	負担割合	市 10/10
-------	------------	------	---------

<目的・事業内容>

子ども・子育て支援法（平成24年法律第54号）の規定に基づき策定した大牟田市子ども・子育て支援事業計画を効果的に推進するため、大牟田市子ども・子育て会議の設置や進捗状況についての集計、報告、協議を行う。

<計画の期間>

平成27年度から令和元年度までの5年間

<実績>

子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、学識経験者、関係団体からの推薦者及び市民公募委員で構成される大牟田市子ども・子育て会議を設置。

2 教育・保育関連事業

(1) 公立保育所管理運営・私立保育所運営支援事業

根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法 大牟田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4
-------	---	------	----------------------

<目的・事業内容>

保護者の労働等の理由による保育の必要性がある児童について、公立保育所への入所、または私立保育所（管外含む）への委託により、質の高い保育を実施し、児童の健全育成と福祉の充実を図る。

<実績>

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R 1
	保育所数	22	22	22	22	22
定員	公立	80	80	80	80	80
	私立	2,180	2,160	2,170	2,160	2,170
公立	人員	(94) 1,128	(91) 1,095	(91) 1,086	(85) 1,019	(81) 981
	人員	(2,257) 27,084	(2,238) 26,857	(2,177) 26,118	(2,147) 25,766	(2,196) 26,346
私立	委託費（千円）	2,236,900	2,255,037	2,351,710	2,352,114	2,313,655
	人員	(18) 216	(17) 204	(23) 276	(21) 249	(24) 291
管外	委託費（千円）	17,496	25,659	27,641	21,751	22,532

合 計	人 員	(2,369) 28,428	(2,346) 28,156	(2,290) 27,480	(2,253) 27,034	(2,301) 27,618
	委託費 (千円)	2,254,396	2,280,696	2,379,350	2,373,865	2,336,188

※ () は月平均

※平成24年4月から歴木保育所が民間移譲、また認定こども園わかば保育園が設置された。

※平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始されたことにより、認定こども園わかば保育園は認定こども園若草幼稚園となった。

(2) 私立認定こども園及び新制度移行幼稚園運営支援事業

根拠法令等	子ども・子育て支援法 大牟田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	負担割合	公定価格(26.6%分) : 県1/2、市1/2 公定価格(73.4%分) : 利用者負担額を差引後 国1/2、県1/4、市1/4
-------	---	------	---

<目的・事業内容>

児童の年齢や保護者の労働等の状況に応じた支給認定及び利用調整を行い、私立認定こども園及び新制度移行幼稚園への施設型給付費の支給により、質の高い教育・保育を実施し、児童の健全育成と福祉の充実を図る。

<実 績>

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
区分	認定こども園数	4	7	9	8	9
	移行幼稚園数	2	3	3	3	3
1号	利用定員	635	998	1,123	1,068	1,190
	人 員	6,517 (543)	10,503 (875)	10,722 (894)	10,256 (855)	10,397 (866)
2・3号	利用定員	165	253	329	368	496
	人 員	1,275 (106)	2,294 (191)	3,482 (290)	4,287 (357)	6,377 (531)
2・3号 管 外	人 員	48 (4)	150 (13)	123 (10)	145 (12)	184 (7)
合 計	人 員	7,840 (653)	12,947 (1,079)	14,327 (1,194)	14,688 (1,224)	16,958 (1,404)
	施設型給付費(千円)	365,673	677,496	824,942	857,206	1,147,801

※ () は月平均

※平成27年度は、教育委員会学務課にて所管。平成28年5月より保健福祉部へ移管。

※1号認定(教育標準時間認定)、2・3号(保育認定)。

※平成27年4月、子ども・子育て支援新制度開始。若草幼稚園は幼保連携型認定こども園に、しらかわ幼稚園、大牟田たちばな幼稚園は幼稚園型認定こども園に移行。はやめ幼稚園、光の子幼稚園、平原幼稚園は新制度移行幼稚園に移行。

※平成28年1月、はやめ幼稚園は新制度移行幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行。

※平成28年4月、たから幼稚園、めぐみ幼稚園は幼稚園型認定こども園に、光の子幼稚園は新制度移行園から幼稚園型認定こども園に、大鳥幼稚園、明治幼稚園は新制度移行幼稚園に移行。

※平成29年4月、大牟田天使幼稚園は幼稚園型認定こども園に、吉野天使幼稚園は新制度移行幼稚園に移行。

※平成29年5月、大鳥幼稚園は幼稚園型認定こども園に移行(29年度の施設数は認定こども園として計上)。

※平成30年3月、大鳥幼稚園は幼稚園型認定こども園を辞退し、平成30年4月、新制度に移行していない幼稚園として休園中。

※平成31年4月、高取聖マリア幼稚園は幼稚園型認定こども園に移行。

(3) 養護児(障害児)教育・保育等事業

根拠法令等	大牟田市養護児教育・保育等実施要綱 大牟田市養護児教育・保育等事業費補助金交付要綱	負担割合	(特定教育・保育施設分)市 10/10 (学童分) 国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	--	------	--

<目的・事業内容>

心身に障害を有する等の理由により支援を必要とする児童が身近な地域で教育・保育が受けられる環境をつくるため、大牟田市養護児教育・保育等実施要綱に基づき、加配保育士や加配支援員を配置する民間保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園や学童保育所・学童クラブに対して補助金を交付する。当該児童が一般の児童とともに集団生活をおくることにより、心身の発達を助長し、養護児(障害児)の福祉の推進を図る。

<保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園実績>

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
教育・保育養護児 (障害児)保育	実施施設数	6	9	10	10	10
	児童数	18	21	25	25	20
	事業費(千円)	21,788	27,728	32,635	32,858	23,760

※保育所養護児(障害児)保育事業は、平成15年4月から一般財源化。平成28年度から認定こども園等の児童も対象に加え教育・保育養護児(障害児)保育事業となる。実施施設数・児童数については、公立・私立保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園を合算して計上。事業費については公立保育所を除く施設分を計上。(養護児教育・保育等審査会報酬を含む。)

<学童実績>

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
学童養護児(障害児)保育	実施施設数	9	7	6	6	7
	児童数	10	7	7	11	11
	事業費(千円)	8,908	6,174	5,469	6,439	8,467

(4) 一時預かり事業(一般型)

根拠法令等	大牟田市一時預かり事業実施要綱 大牟田市一時預かり事業費補助金交付要綱	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	--	------	----------------------

<目的・事業内容>

教育・保育施設を利用していない(幼稚園機能部分の利用者を除く)家庭において、保護者の不定期な就労や病気、育児に伴う心理的・身体的負担を軽減するための支援として、一時的に保育を行い、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を支援する。

<実績>

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
実施施設数		5	4	4	5	5
児童数		(21) 1,301	(17) 1,090	(14) 1,107	(15) 604	(5) 343
事業費(千円)		7,579	6,091	6,171	7,620	4,800

※()は、実利用者数の月平均。

※平成28年度の事業費には、熊本地震により利用者負担金補助金を含む。

(5)一時預かり事業(幼稚園型)

根拠法令等	大牟田市一時預かり事業(幼稚園型)実施要綱 大牟田市一時預かり事業費補助金(幼稚園型)交付要綱	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3
-------	--	------	-------------------

<目的・事業内容>

幼稚園や認定こども園の幼稚園機能部分を利用している家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合の支援として、教育時間の前後又は長期休業日等において一時的な保育を行い、子育て家庭の支援を図る。また、教育・保育施設等を利用していない家庭において、就学前児童の一時的な保育を行い、児童の福祉の向上を図る。

<実績>

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
実施施設数	8	9	8	8	8
児童数	(4,421) 53,046	(4,667) 56,007	(4,301) 51,611	(6,143) 73,710	(5,395) 64,744
事業費(千円)	27,023	28,719	29,418	34,787	33,179

※()は、月平均。

※実施施設数には、私学助成による事業実施園を除く。

(6)延長保育事業

根拠法令等	大牟田市延長保育促進事業実施要綱 大牟田市延長保育促進事業費補助金交付要綱	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3
-------	--	------	-------------------

<目的・事業内容>

保護者の多様な就労形態や緊急の理由等に対応するため、11時間の開所時間の前後の時間を延長して保育を実施し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

<実績>

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
実施施設数	8	8	7	8	8
児童数(月平均)	145	165	163	152	135
事業費(千円)	7,448	8,597	8,352	9,157	10,714

※児童数(月平均)は、実利用児童数の平均。

※補助対象施設のみ計上。

(7)幼稚園就園奨励費

根拠法令等	大牟田市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3
-------	---------------------	------	----------------

<目的・事業内容>

幼稚園(認定こども園及び新制度移行幼稚園を除く)において保護者が負担する保育料等を軽減する場合に就園奨励費補助金を交付し、保育所や認定こども園等と同程度の保育料とすることにより、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図る。

<実績>

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
実施施設数	8	4	2	2	1
児童数	855	454	272	260	63
事業費（千円）	138,433	75,767	48,647	43,858	5,039

※幼稚園就園奨励費は、新制度開始後より記載。

※児童数及び事業費には、市外幼稚園への就園奨励費を含む。

(8) 休日保育事業

根拠法令等	大牟田市休日保育事業実施要綱	負担割合	市 10/10
-------	----------------	------	---------

<目的・事業内容>

日曜日や国民の祝日等において、保護者の就労等により家庭で保育できない児童を対象として保育所での預かりを行うことにより、子育てと仕事の両立を支援する。

<対象者>

次のすべてに該当する者

- ・大牟田市内在住で市内の認可保育所、認定こども園、幼稚園に通う児童
- ・休日に保護者が就労等のために保育ができない世帯の児童等

<実績>

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
登録数	50	52	37	48	53
利用者数	294	309	348	461	384
事業費（千円）	325	396	559	641	109

※平成24年6月より預かり開始

※令和元年度の事業費については、人件費を含んでいない（保育所管理費に計上）

(9) つどいの広場事業

根拠法令等	大牟田市つどいの広場事業実施要綱	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	------------------	------	----------------------

<目的・事業内容>

おおむね3歳以下の子どもとその保護者が気軽に集い、交流することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図るため、青少年教育等多目的施設（フレンズピアおおむた）の2階において平成18年10月から実施し、子育てをする親とその子どもの交流・集いの場の提供、子育てに関する相談及び援助、地域における子育てに関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施することにより、次世代育成及び地域の子育て機能の充実を図っている。

平成19年4月からは、子育て支援センターを同施設に移設・統合し、事業を一体的に推進してきた。平成22年4月からは、子育てサポーター登録制度を発足し、市民との協働による子育て支援を展開している。平成25年10月からは、大牟田市市民活動等多目的交流施設（えるる）の1階に移転し、事業を継続している。

平成29年4月からは、子育て支援センターの所管業務の整理を行い、同様の子育て相談の機能を持ち同じ場所で事業を実施しているつどいの広場事業と統合したうえで、事業の効率的・効果的な運営のために、大牟田市社会福祉協議会に委託した。

<実績>

※（ ）は、月平均

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
登録数					
利用者数					
事業費（千円）					

登録組数（組）	(65) 779	(62) 738	(61) 730	(62) 749	(54) 653
利用組数（組）	(448) 5,376	(425) 5,103	(394) 4,732	(453) 5,436	(416) 4,987
利用人数（人）	(1,004) 12,045	(964) 11,565	(916) 10,986	(1,043) 12,510	(947) 11,362
講座開催回数（回）	12	12	12	14	15
講座参加人数（人）	291	286	400	350	404
子育て相談数（件）	554	497	989	1,104	1,812
リズム遊び開催数（回）	12	12	12	12	11
リズム遊び参加数（組）	384	394	354	390	277
子育てサポーター登録数(人)	35	39	42	51	53
子育てサポーター活動件数(回)	471	410	450	460	384
事業費（千円）	3,255	3,273	8,000	7,800	7,800

(10) 子育て短期支援事業

根拠法令等	大牟田市子育て短期支援事業実施要綱	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	-------------------	------	----------------------

<目的・事業内容>

児童を養育している家庭の保護者の病気等又は保護者の仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となる場合、夫の暴力等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合に、児童福祉施設で一定期間内養育又は保護を行う。

平成25年度末をもって母子生活支援施設を廃止したことにより、夫の暴力等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合の受入れを中止した。

<実績>

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
ショートステイ事業	利用者数	4	2	3	10	7
	延日数	19	36	4	40	27
	事業費（千円）	276	286	30	210	147
トワイライトステイ事業	利用者数	3	0	0	2	3
	延日数	3	0	0	3	5
	事業費（千円）	7	0	0	5	11

(11) 病児・病後児保育事業

根拠法令等	大牟田市病児・病後児保育事業実施要綱	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	--------------------	------	----------------------

<目的・事業内容>

集団保育が困難な病気回復期の児童等を一時的に病後児保育施設で預かることで子育てと仕事の両立を支援するものである。平成13年4月より市内の医療法人に委託し事業を実施してきた。平成28年12月に委託先の医療法人が経営する別の医院に移転し事業を継続したが、平成29年11月に委託先の医療法人との委託契約が終了したことから事業を休止した。

令和2年1月から、新たに市内の学校法人に委託し病児・病後児保育施設として事業再開した。

<対象者>

乳幼児及び小学校に就学している児童

<実績>

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
利用児童数（月平均・人）	168（12）	136（11）	154（19）	0	73（24）
事業費（千円）	4,259	4,250	2,717	0	1,905

※平成29年度は、事業休止により11月までの実績

※令和元年度は1月から3月までの実績

(12)ファミリー・サポート・センター事業

根拠法令等	大牟田市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3
-------	---------------------------	------	-------------------

<目的・事業内容>

地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり行う相互援助活動を支援することで子育てをする者の仕事と育児の両立支援及び児童福祉の向上を目的とする。

<会 員>

次のすべてに該当する者

- ・市内に居住する者
- ・援助会員は20才以上で健康で積極的に援助活動ができる者
- ・依頼会員は乳幼児又は小学生を養育している者
- ・援助会員は講習会等を受講した者

<実 績>

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
会員数	844	842	843	787	818
活動数（月平均）件	806(67)	870(73)	796(66)	1,076(90)	1,044(87)
事業費（千円）	4,406	4,406	4,000	4,000	4,000

※平成13年4月から、大牟田市社会福祉協議会に委託

(13)放課後児童健全育成事業(学童保育)

根拠法令等	大牟田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 大牟田市学童保育所条例 大牟田市学童保育所条例施行規則 大牟田市学童クラブ運営要綱	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3
-------	---	------	-------------------

<目的・事業内容>

昼間労働等のため保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図り、その福祉の向上のため、学童保育所・学童クラブを設置運営するものである。

学童保育所の管理・運営については、平成18年度より指定管理者制度を導入。

学童クラブの運営については、平成21年度より業務委託により実施。

平成23年度より土曜日や夏休み等の長期休暇の開所時間について「午前9時から」を「午前8時から」に改善。

平成25年度から、未整備校区の児童を対象に、近隣学童保育所・学童クラブまでの送迎事業を実施し、令和元年度では2校区で実施。

平成29年度に待機児童対策として民間放課後児童クラブに対する補助制度を創設し、令和元年度では3施設に補助金を交付。

<対象児童>

市内の小学校に就学する児童、又は市内に住所を有し市外の小学校に就学する児童

<実績>

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
三池学童保育所	月平均	42	43	42	42	41
	延人員	505	510	505	506	491
高取学童保育所	月平均	28	30	27	28	27
	延人員	334	359	320	333	329
中友学童保育所	月平均	30	24	29	19	20
	延人員	357	292	348	230	243
みなと学童保育所	月平均	40	39	41	43	42
	延人員	477	470	489	511	501
白川学童保育所 (2 支援単位)	月平均	41	41	44	64	70
	延人員	496	495	529	764	838
銀水学童保育所	月平均	38	40	38	43	37
	延人員	459	477	452	514	442
吉野学童保育所	月平均	63	72	73	41	39
	延人員	757	869	870	490	469
大牟田中央 学童保育所	月平均	42	39	—	—	—
	延人員	503	470	—	—	—
大牟田中央 学童クラブ	月平均	—	—	44	43	44
	延人員	—	—	525	514	525
手鎌学童保育所	月平均	52	58	44	46	52
	延人員	621	690	530	551	620
駛馬学童クラブ	月平均	—	—	—	41	37
	延人員	—	—	—	492	446
駛馬北学童保育所	月平均	36	32	40	—	—
	延人員	431	385	483	—	—
羽山台学童保育所	月平均	—	52	50	39	36
	延人員	577	620	596	467	437
明治学童保育所	月平均	35	34	35	33	35
	延人員	423	411	418	392	415
大正学童保育所	月平均	43	41	41	43	44
	延人員	514	491	495	520	525
倉永学童クラブ	月平均	27	25	33	39	48
	延人員	319	305	396	466	575
平原学童クラブ	月平均	32	41	37	36	40
	延人員	386	487	448	430	474
天領学童クラブ	月平均	52	55	56	44	41
	延人員	625	654	669	531	487
天の原学童クラブ	月平均	38	44	39	44	42
	延人員	460	531	473	528	499
手鎌学童クラブ	月平均	—	—	43	46	52
	延人員	—	—	521	554	619
吉野学童クラブ	月平均	—	—	—	40	41
	延人員	—	—	—	483	487
計	月平均	687	710	756	773	785
	延人員	8,244	8,516	9,067	9,276	9,422
定員		680	680	720	800	800
事業費(千円)		82,506	85,233	97,847	113,642	115,647

※事業費は平成 29 年度から民間放課後児童クラブ補助金含む

※平成 10 年 7 月 1 日 白川学童保育所開所

平成12年4月1日 銀水、吉野学童保育所開所
 平成14年4月1日 笹原学童保育所開所、平成25年3月31日閉所
 平成15年7月10日 大牟田学童保育所開所
 平成16年4月1日 手鎌学童保育所開所
 平成17年4月1日 駛馬北学童保育所開所
 平成18年4月1日 羽山台学童保育所開所
 平成19年4月1日 明治学童保育所開所
 平成20年4月1日 大正学童保育所開所
 平成21年4月1日 倉永学童クラブ開所
 平成22年4月1日 平原学童クラブ開所
 平成23年4月1日 天領学童クラブ開所
 平成25年4月1日 天の原学童クラブ開所
 平成28年4月1日 大牟田学童保育所を廃止し、大牟田中央学童保育所開所
 平成29年4月1日 手鎌学童クラブ開所
 大牟田中央学童保育所を廃止し、大牟田中央学童クラブ開所
 平成30年4月1日 駛馬北学童保育所を廃止し、駛馬学童クラブ開所
 吉野学童クラブ開所
 白川学童保育所の支援単位を2単位に拡大

(14) 保育所等施設整備事業費補助

根拠法令等	保育所等整備交付金交付要綱 大牟田市保育所整備事業費補助金交付要綱	負担割合	国 5.5/10 市 1/4
-------	--------------------------------------	------	-------------------

<目的・事業内容>

子育てを支援する基盤整備を行うため、市内の認可保育所を運営する社会福祉法人や認定こども園が行う保育所等施設整備事業に要する経費に対し補助金を交付するもの。

<対象者>

市内の認可保育所を運営する社会福祉法人及び認定こども園

<実績>

年度	H27	H28	H29	H30	R1
施設整備数	2	1	—	1	1
事業費(千円)	275,741	150,557	—	224,336	133,360

※施設整備数及び事業費は、工事着工年度の翌年度に施設完成となるため施設完成年度に計上

3 結婚支援事業

(1) おおむた縁結び支援事業

根拠法令等	おおむた縁結び支援事業補助金交付要綱	負担割合	市 10/10
-------	--------------------	------	---------

<目的・事業内容>

独身者が、結婚したいという思いの醸成をはかるとともに、希望の結婚像・ライフスタイルに合った相手を探せるようサポートとなる事業を実施する。

具体的には、結婚について考えるセミナーや婚活イベントを官民連携により実施するとともに、民間団体が主催する婚活イベント等に対して補助を行うもの。

<実績>

区分		年度			
		H28	H29	H30	R1
婚育セミナー (県との共催)	実施回数 (回)	2	2	2	2
	参加者数 (人)	24	28	12	71
婚活イベント	実施回数 (回)	1	1	1	3
	申込者数 (人)	48	35	40	-
	参加者数 (人)	23	24	37	183
	カップル成立数 (組)	4	3	5	33
おおむた縁結び支援事業 補助金	申請件数 (件)	1	2	2	2
	交付額 (千円)	200	400	375	400

※令和元年度より官民連携による婚活イベントを開催

4 子育て支援事業

(1)子ども医療費助成

根拠法令等	大牟田市子ども医療費の支給に関する条例	負担割合	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳～3歳未満 県1/2 市1/2 ・3歳～小学生 (所得範囲内) 県1/2 市1/2 (所得超過) 市10/10 ・中学生 市10/10
-------	---------------------	------	--

<目的・事業内容>

子どもの医療の一部を支給することにより、その疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

子育て家庭の経済的負担の軽減のため、福岡県の医療費助成の範囲（入院・通院ともに就学前までで、3歳以上の子どもは保護者の所得制限あり）を超えた助成を行ってきた。

- ・平成25年度から入院の助成範囲を就学前児童から小学6年生まで拡充
- ・平成26年度からは入院の助成範囲を更に中学3年生まで拡充
- ・平成28年10月分からは、中学3年生までの入院及び通院医療費の助成を行うとともに、3歳以上の子どもの保護者に設けられている所得制限を廃止した。

中学生に対する入院及び通院医療費の助成と所得制限廃止は福岡県の助成範囲を超えた本市独自の制度。

(福岡県も平成28年10月診療分から医療費助成範囲を拡充。入院・通院ともに小学6年生までで、3歳以上の子どもは保護者の所得制限あり。)

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・市内に住所を有する者
- ・中学生までの子ども
- ・国民健康保険被保険者又は社会保険等の被扶養者
- ・生活保護法による保護を受けていないこと

<実績>

区分		年度					
		H27	H28(*3)	H29	H30	R1	
子ども	0歳～3歳・ 3歳～小学生(*1) (所得範囲内)	対象者	5,760	9,849	9,798	9,632	9,564
		件数	95,049	106,970	125,662	125,165	124,514
		金額(千円)	218,560	235,675	256,421	250,181	241,309
	中学生・ 3歳～小学生 (所得超過)	対象者	-	2,507	2,446	2,309	2,320
		件数	(*2) 89	4,960	16,560	16,889	17,550
		金額(千円)	5,463	17,120	38,557	37,473	41,628
	合計	対象者	5,760	12,356	12,244	11,941	11,884
		件数	95,138	111,930	142,222	142,054	142,064
		金額(千円)	224,023	252,795	294,978	287,654	282,937

(*1) 平成24年～平成27年の対象者は、0歳～3歳及び3歳～小学校就学前(所得範囲内)

(*2) 小学生・中学生の入院費助成件数(平成26年4月から中学生入院費が助成対象となる)

(*3) 平成28年10月から、中学生までの通院費・入院費が助成対象となる(所得制限撤廃)

(2) 児童手当給付

根拠法令等	児童手当法	負担割合	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳～3歳未満(被用者) 国 37/45, 県 4/45, 市 4/45 ・0歳～3歳未満(非被用者) 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6 ・3歳～小学校修了前 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6 ・中学生 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6 ・所得制限超過者 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6
-------	-------	------	---

<目的・事業内容>

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 中学校修了前児童を養育している父母等

<支給額>

児童の年齢	児童手当月額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※ 児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※ 「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

<実績>

平成29年度

区分		児童手当	特例給付	施設入所	計	
0～3歳	被用者	受給人員(延数)	21,167	462	0	21,629
		支給額(千円)	317,505	2,310	0	319,815
	非被用者	受給人員(延数)	4,772	35	194	5,001
		支給額(千円)	71,580	175	2,910	74,665
3歳以上 小学校修了前	被用者	受給人員(延数)	72,051	2,386	12	74,449
		支給額(千円)	776,985	11,930	120	789,035
	非被用者	受給人員(延数)	19,152	360	394	19,906
		支給額(千円)	208,870	1,800	3,940	214,610
小学校修了後 中学校修了前	被用者	受給人員(延数)	23,312	1,275	14	24,601
		支給額(千円)	233,120	6,375	140	239,635
	非被用者	受給人員(延数)	6,412	193	172	6,777
		支給額(千円)	64,120	965	1,720	66,805
計		受給人員(延数)	146,866	4,711	786	152,363
		支給額(千円)	1,672,180	23,555	8,830	1,704,565

平成30年度

区分		児童手当	特例給付	施設入所	計	
0～3歳	被用者	受給人員(延数)	21,211	444	0	21,655
		支給額(千円)	318,165	2,220	0	320,385
	非被用者	受給人員(延数)	4,704	59	164	4,927
		支給額(千円)	70,560	295	2,460	73,315
3歳以上 小学校修了前	被用者	受給人員(延数)	72,871	2,458	12	75,341
		支給額(千円)	786,150	12,290	120	798,560
	非被用者	受給人員(延数)	17,869	372	386	18,627
		支給額(千円)	195,410	1,860	3,860	201,130
小学校修了後 中学校修了前	被用者	受給人員(延数)	23,135	1,212	2	24,349
		支給額(千円)	231,350	6,060	20	237,430
	非被用者	受給人員(延数)	5,919	140	143	6,202
		支給額(千円)	59,190	700	1,430	61,320
計		受給人員(延数)	145,709	4,685	707	151,101
		支給額(千円)	1,660,825	23,425	7,890	1,692,140

令和元年度

区分		児童手当	特例給付	施設入所	計	
0～3歳	被用者	受給人員(延数)	20,839	417	7	21,263
		支給額(千円)	312,585	2,085	105	314,775
	非被用者	受給人員(延数)	4,381	71	190	4,642
		支給額(千円)	65,715	355	2,850	68,920
3歳以上 小学校修了前	被用者	受給人員(延数)	72,498	2,278	12	74,788
		支給額(千円)	782,025	11,390	120	793,535
	非被用者	受給人員(延数)	16,844	464	382	17,690
		支給額(千円)	185,390	2,320	3,820	191,530
小学校修了後 中学校修了前	被用者	受給人員(延数)	22,720	1,145	0	23,865
		支給額(千円)	227,200	5,725	0	232,925
	非被用者	受給人員(延数)	5,810	170	145	6,125
		支給額(千円)	58,100	850	1,450	60,400
計		受給人員(延数)	143,092	4,545	736	148,373
		支給額(千円)	1,631,015	22,725	8,345	1,662,085

(3) 児童扶養手当給付

根拠法令等	児童扶養手当法	負担割合	国 1/3 市 2/3
-------	---------	------	-------------

<目的・事業内容>

手当を支給することにより、父または母と生計を同じくしていない児童の福祉の増進を図る。
平成22年8月から父子家庭も対象となった。

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・父または母と生計を同じくしていない18歳未満の児童、又は20歳未満の児童で一定以上の障害を有するこれらの児童を養育している者
- ・その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であること

<支給額>

区分	全額支給	一部支給
1人目	43,160円	43,150円～10,180円
2人目	10,190円加算	10,180円～5,100円加算
3人目以降	6,110円加算	6,100円～3,060円加算

※令和2年4月現在支給額

※平成28年8月分（平成28年12月支給）から、第2子に係る加算額は5,000円（一律）から5,000～10,000円、第3子以上に係る加算額は3,000円（一律）から3,000～6,000円に増額され、加算額についても年収に応じた支給額逓減と物価スライドが導入された。

<実績>

年度		H27	H28	H29	H30	R1	原因別			
新法	件数	1,576	1,495	1,431	1,381	1,346	離婚	遺棄	死亡	その他
	支給額 (千円)	733,259	717,707	701,682	669,146	846,827	1,115	1	6	224

※令和元年11月支払い分から支払回数を見直し、これまでの4か月分ずつ年3回（4月・8月・12月）から2か月分ずつ年6回（奇数月）に変更。令和元年11月支払分は移行期間のため変則的に3か月分（8月・9月・10月）を支給。改正年度となる令和元年度に限り15か月分の手当を支給した。

(4) 母子生活支援施設への入所措置

根拠法令等	児童福祉法第23条・第38条	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4
-------	----------------	------	-------------------

<目的・事業内容>

配偶者のない女子又は、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を母子生活支援施設に入所させ保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。

<実績>

区分		年度	H27	H28	H29	H30	R1
措置	実世帯数		3	3	4	4	7
	延世帯数		25	30	42	45	69
	実人員		8	7	10	10	18
	延人員		63	72	102	114	167
措置費(千円)			6,416	8,815	16,061	20,230	29,083

※大牟田市母子生活支援施設は、平成26年3月末廃止。

(5)助産施設への入所措置

根拠法令等	児童福祉法第22条・第36条	負担割合	国1/2 県1/4 市1/4
-------	----------------	------	----------------

<目的・事業内容>

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入院させ、助産を受けさせる。

<施設の概要>

名称	大牟田市立病院助産施設	開設年月日	平成22年4月1日
所在地	大牟田市宝坂町2丁目19-1	定員	1名

※市が設置していた助産施設については、平成22年4月1日付で廃止。

<実績>

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
措置人員		0	0	0	0	0

(6)児童家庭相談室事業

根拠法令等	大牟田市児童家庭相談室設置要綱	負担割合	国1/2 市1/2 国1/3 県1/3 市1/3
-------	-----------------	------	-----------------------------

<目的・事業内容>

家庭における適正な児童養育その他児童家庭福祉の向上のため、児童家庭相談室において、子育てに関する相談や児童虐待の通告等に対応し、相談・支援の充実を図っている。

<実績>

①内容別相談受付人数

相談内容	年度	H27	H28	H29	H30	R1
養護相談	児童虐待	82	97	84	108	122
	その他	145	142	193	226	282
保健相談		0	0	0	0	0
障害相談		6	4	2	5	4
非行相談		11	5	7	3	3
育成相談	不登校	28	33	45	47	45
	その他	12	11	20	26	44
その他の相談		137	124	271	321	334
合計		421	416	622	736	834

②年齢別相談受付人数

年齢区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
未就学児（3歳未満）		82	89	136	164	167
（3～6歳）		97	106	121	159	192
小学校低学年（1～3年生）		65	64	115	145	139
高学年（4～6年生）		56	68	95	113	139
中学生（12～15歳）		61	60	97	112	135
中学校卒業以上		60	29	58	43	62
合計		421	416	622	736	834

③対応延べ件数

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
電話対応	2,986	3,984	4,669	5,342	5,307
来庁	544	732	774	874	618
訪問	697	1,045	1,321	845	855
その他	497	1,068	1,120	999	877
合計	4,724	6,829	7,884	8,060	7,657

※②の合計受付人数を1年間に対応した延べ件数

(7)子ども支援ネットワーク事業

根拠法令等	児童福祉法第25条の2第1項 大牟田市子ども支援ネットワーク設置要綱	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3 一部 市10/10
-------	---------------------------------------	------	-----------------------------

<目的・事業内容>

児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として、「大牟田市子ども支援ネットワーク」を設置し、保護者のない児童又は保護者に監護させる事が不相当であると認められる児童及びその保護者若しくは特定妊婦の早期発見を図り、関係機関と支援対象児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を円滑に行う。

<構成機関>

大牟田医師会、大牟田警察署、大牟田市社会福祉協議会、大牟田市小学校長会、大牟田市中・特別支援学校長会、大牟田市保育所連絡協議会、大牟田市民生委員・児童委員協議会、福岡県私立幼稚園振興協会筑後部会南部連盟、甘木山学園、福岡県弁護士会筑後部会、福岡法務局柳川支局、柳川人権擁護委員協議会、福岡県大牟田児童相談所、大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会相談支援部会、大牟田市教育委員会、大牟田市（福祉事務所を含む）

<実績> 大牟田市子ども支援ネットワーク会議の開催回数

会議名 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
代表者会議	1	1	1	1	1
実務者会議	12	12	12	14	14
個別ケース検討会議	45	81	97	89	100

※ケースの進捗管理や支援方針の確認等を行う実務者会議は、平成22年度までは児童相談所と市による要保護児童定期検討会として実施。23年度に実務者会議の位置づけを行い、25年度からは児童相談所、教育委員会、市の3機関で、令和2年度からは警察署も加わった4機関で毎月1回実施。

※平成30年度に関係機関による見守り中心のケースを対象とする実務者会議を立ち上げた。甘木山学園、私立幼稚園振興協会筑後部会南部連盟、保育所連絡協議会、障害者自立支援・差別解消支援協議会相談支援部会、児童相談所、教育委員会、市の7機関を固定メンバーとし、年2回実施。

5 母子父子寡婦福祉

(1)母子父子寡婦福祉資金の貸付

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条・第14条・第31条の6・第32条	負担割合	県10/10
-------	-------------------------------------	------	--------

<目的・事業内容>

各種資金の貸付を通じて、母子家庭等寡婦世帯の経済的自立・生活の安定を図る。

＜母子及び寡婦福祉資金の貸付状況(決定分)＞

資金名	貸付 限度額 (千円)	利息	H27年度 貸付状況		H28年度 貸付状況		H29年度 貸付状況		H30年度 貸付状況		R1年度 貸付状況	
			件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)
事業開始 資金	2,870	無利子 (1.0%)										
事業継続 資金	1,440	無利子 (1.0%)										
修学 資金	高校 公立 月 27 私立 月 45	無利子										
	高等 専門 学校 公立 月 31 私立 月 48	無利子										
	大学 公立 月 67 私立 月 81	無利子	1	1,080	1	1,620						
	大学 院 公立 月 132 私立 月 183	無利子										
	その 他 公立 月 27 私立 月 45	無利子						1	2,160			
修業資金	68 (460)	無利子										
就学支度 資金	高校等 150 大学等 370	無利子			3	980	1	306			1	150
住宅資金	1,500 (特別 2,000)	無利子 (1.0%)										
就職支度 資金	100 (330)	無利子 (1.0%)										
技能習得 資金	月 68 (460)	無利子 (1.0%)	1	410								
生活資金	月 141 月 105	無利子 (1.0%)										
結婚資金	300	無利子 (1.0%)										
転宅資金	260	無利子 (1.0%)			1	200	1	64				
合 計			2	1,490	5	2,800	2	370	1	2,160	1	150

※貸付限度額は、平成31年4月1日現在

※修学資金、就学支度資金の貸付限度額は、自宅通学の場合

※技能習得資金の()金額は、自動車運転免許の場合

※就職支度資金の()金額は、自動車購入の場合

※修学資金、修業資金、就学支度資金については、保証人の有無に関わらず無利子。その他資金については、保証人を立てた場合は無利子、保証人を立てられない場合は年に1.0%の有利子。

※平成26年10月1日より父子家庭も対象となった。

(2)ひとり親家庭等医療費助成事業

根拠法令等	大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例	負担割合	県1/2 市1/2
-------	-------------------------	------	-----------

＜目的・事業内容＞

母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童に対し医療費の一部を支給することにより、その者の福祉

の向上を図る。

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のいない児童
- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している者
- ・ 生活保護法による保護を受けていないこと
- ・ 本人及び扶養義務者の前年の所得が児童扶養手当法施行令に定める額を超えていない者

<実績>

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
ひとり親	対象者	3,303	3,194	3,127	3,027	3,029
	件数	31,891	33,110	31,851	30,616	31,506
	金額(千円)	99,514	96,742	90,786	93,554	93,977

※平成20年9月末で、一人暮らしの寡婦対象外(平成22年9月末まで経過措置)

(3) 高等職業訓練促進給付金等事業

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条・第31条の10 大牟田市高等職業訓練促進給付金等要綱	負担割合	国3/4市1/4
-------	--	------	----------

<目的・事業内容>

母子家庭の母・父子家庭の父の就職に有利な資格の取得を促進し、就職を支援するため、給付金を支給する事業。(平成28年度から支給上限2年→3年。平成31年度から支給上限3年→4年へ、養成機関における修了までの最後の12か月については、月額4万円増額する)

<対象資格>

- ・ 看護師(准看護師を含む) ・ 介護福祉士 ・ 保育士 ・ 理学療法士 ・ 作業療法士
- ・ 言語聴覚士(平成28年4月1日追加) ・ その他市長が定めるもの(平成28年4月1日追加)

<実績>

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
准看護師		20	20	16	15	16
看護師		3	2	2	8	4
介護福祉士		0	0	0	0	0
保育士		0	0	0	0	0
理学療法士		0	0	0	0	0
作業療法士		1	1	0	0	0
その他市長が定めるもの		0	0	0	2	1
給付者合計		24	23	18	25	21
事業費(千円)		25,518	25,471	18,312	23,972	23,152
給付者のうち卒業者数(人)		10	12	9	9	7
給付者のうち資格取得者(人)		10	12	9	9	7
給付者のうち就職者(人)		9	10	8	9	4

(4) 自立支援教育訓練給付金事業

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条・第31条の10 大牟田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱	負担割合	国3/4市1/4
-------	---	------	----------

<目的・事業内容>

母子家庭の母・父子家庭の父が就職につながる能力開発のための教育訓練を受講し、修了した場合、受講費の一部を助成する事業であり、平成24年度から実施。

<対象講座>

雇用保険制度の一般教育訓練給付金・特定一般教育訓練給付金・専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座で、就労に結びつく可能性の高い講座。

<実績>

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
対象講座の指定	(件)	1	0	6	4	5
給付金の支給	(件)	0	1	2	6	4
事業費	(千円)	0	49	84	231	173

(5)未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業

根拠法令等	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱	負担割合	国10/10
-------	----------------------------------	------	--------

<目的・事業内容>

平成31年度税制改正大綱策定に向けた平成30年12月13日の与党政調会長間の合意において、令和元年10月から消費税率が引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、ひとり親に対し、住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の要否等について、令和2年度税制改正大綱において検討し、結論を得るとされたことを踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して令和元年度において、17,500円の支給を児童扶養手当に上乗せする形で実施。(令和元年度限り)

<実績> 支給件数 128件 事業費 2,240千円

6 母子・小児医療事業

(1)未熟児養育医療

根拠法令等	母子保健法 第20条	負担割合	国1/2 県1/4 市1/4
-------	------------	------	----------------

<目的・事業内容>

未熟児は、疾病にかかりやすくその死亡率が高率であるばかりではなく心身の障害を残すことも多いため、生後速やかに適切な処置を講じることが必要である。このため、病院又は診療所に入院を必要とする1歳未満の未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行う。

<実績>

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
新規申請者数		17	8	19	18	12

出生時 体 重	1,000 g 以下	2	0	2	3	0
	1,001～1,500 g	5	1	4	3	7
	1,501～1,800 g	4	4	3	1	3
	1,801～2,000 g	3	3	7	6	2
	2,000 g 以上	3	0	3	5	0
金額 (千円)		4,852	2,223	4,734	5,107	4,861

※金額には、支払事務手数料を含む。

(2) 妊娠高血圧症候群等療養援護

根拠法令等	大牟田市妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱	負担割合	市 10/10
-------	------------------------	------	---------

<目的・事業内容>

妊娠高血圧症候群や糖尿病等の妊産婦の療養に要する費用の一部を支給することで、経済的負担を軽減し、早期に適正な療養を受けさせることにより、妊産婦の死亡及び後遺症等を防ぎ、併せて未熟児及び心身障害児の発生防止を図る。

7日以上入院を必要とするもので、かつ前年分の所得税課税額の年額が1万5千円以下の世帯に属するものが対象となる。

<実績>

年度	H27	H28	H29	H30	R1
区分					
申請者数	0	0	0	0	0

(3) 育成医療

根拠法令等	障害者総合支援法 第54条、第58条	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4
-------	--------------------	------	-------------------

<目的・事業内容>

身体に障害ある、または現存する疾患を放置すると障害を残すと認められる18歳未満の児童に対し、必要な医療の給付を行う。

<実績>

年度	H27	H28	H29	H30	R1	
区分						
申請件数	31	33	27	26	23	
決定件数	31	33	27	23	23	
給付内訳	肢体不自由	2	5	1	1	3
	視覚障害	0	0	0	0	1
	聴覚・平衡機能障害	2	1	1	1	0
	音声・言語・そしゃく機能障害	19	17	15	15	13
	心臓機能障害	6	6	5	2	1
	腎臓機能障害	0	1	0	0	0
	その他	2	3	5	4	5
金額 (千円)	1,567	1,983	1,443	1,113	1,157	

※金額には、支払事務手数料、通信運搬費を含む。

(4) 小児慢性特定疾病医療費助成

根拠法令等	児童福祉法 第19条の2	負担割合	—
-------	--------------	------	---

<目的・事業内容>

小児期における特定な疾患については、その治療が長期間にわたり、かつ医療費の負担も高額となり、放

置すると児童の健全育成を阻害することとなる。小児慢性特定疾病にかかっている児童等の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成する。

対象者は18歳未満の児、ただし、18歳になる時点でこの事業の対象となっており、引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満まで対象となる。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

<実績>

区分		年度		H27		H28		H29		H30		R1	
		新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続		
申請件数		10	78	8	75	10	72	12	72	15	74		
給付内訳	悪性新生物	1	12	1	10	2	10	4	7	4	11		
	慢性腎疾患	0	4	3	5	0	4	0	4	0	4		
	慢性呼吸器疾患	0	3	0	1	0	1	0	1	0	1		
	慢性心疾患	1	8	1	8	1	7	1	7	2	9		
	内分泌疾患	5	25	3	25	2	23	0	22	4	18		
	膠原病	0	2	0	1	1	1	0	2	0	2		
	糖尿病	1	9	0	9	0	8	1	7	2	5		
	先天性代謝異常	0	4	0	4	1	5	0	3	1	3		
	血液疾患	1	5	0	5	1	5	0	6	0	5		
	神経・筋疾患	0	3	0	2	0	3	3	5	2	6		
	慢性消化器疾患	1	3	0	5	2	5	1	6	0	6		
	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1		
	皮膚疾患	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1		
	骨系統疾患	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1		
脈管系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			

(5)小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

根拠法令等	大牟田市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱	負担割合	県 1/2 市 1/2
-------	------------------------------	------	-------------

<目的・事業内容>

小児慢性特定疾病医療費助成の対象児に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。平成25年度から実施。

<実績>

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
申請件数		1	0	0	4	1
事業費(千円)		36	0	0	359	124

(6)不妊治療費助成事業

根拠法令等	福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱	負担割合	—
-------	-------------------------	------	---

<目的・事業内容>

不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担感を感じている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、不妊治療を受けやすくし不妊の悩みの軽減を図る。平成16年4月から開始された。

指定医療機関によって行われた特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要した費用が対象で、助成回数や

夫婦の合計所得に制限がある。平成28年1月から初回治療及び男性不妊治療の助成が拡充された。平成28年度からは、治療開始時の妻の年齢が43歳以上の場合は助成対象外となった。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

<実績>

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
申請件数		96	63	51	50	63
初回加算 (再掲)		5	20	16	17	22
男性不妊治療 (再掲)		2	2	2	1	1

7 母子健康診査事業

(1) 妊婦健康診査

根拠法令等	母子保健法 第13条 大牟田市妊婦健康診査実施要綱 大牟田市里帰り等妊婦健康診査補助金交付要綱	負担割合	平成24年度まで14回のうち5回分が市10/10、9回分が国1/2市1/2 平成25年度から 市10/10
-------	---	------	--

<目的・事業内容>

妊婦健康診査を医療機関に委託して実施し、母子の健康増進を図る。

平成21年度から14回分の妊婦健康診査補助券を交付。妊婦健康診査補助券を利用できない地域での受診については、申請により一定の基準のもと補助金を交付している。

<実績>

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
委託医療機関	延受診回数	9,798	9,672	9,609	8,879	8,668
	委託料 (千円)	73,641	72,968	72,125	68,014	66,182
委託医療機関以外 (里帰り先等)	延受診回数	147	152	103	99	87
	補助金 (千円)	762	789	500	568	440

(2) 乳幼児健康診査

根拠法令等	母子保健法 第12条、第13条第1項 大牟田市乳幼児健康診査実施要領 大牟田市乳幼児精密健康診査実施要領	負担割合	市10/10
-------	--	------	--------

<目的・事業内容>

乳幼児健康診査(4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児)を医療機関に委託して実施し、乳幼児の健康増進を図る。

<実績>

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1	
乳児	4か月児健康診査	対象人員	785	771	782	766	725
		受診実人員	778	762	761	751	696
	10か月児健康診査	対象人員	809	799	782	787	716
		受診実人員	785	781	750	762	681

	精密検査数	9	7	14	7	17	
	委託料(千円)	6,284	6,109	5,964	6,007	5,722	
幼児	1歳6か月児健康診査	対象人員	767	803	802	782	779
		受診実人員	723	765	755	736	725
		精密検査数	11	6	2	5	8
		委託料(千円)	3,982	4,140	4,029	3,934	4,078
	3歳児健康診査	対象人員	901	832	810	800	795
		受診実人員	831	781	747	751	723
		精密検査数	10	4	9	10	17
		委託料(千円)	3,815	3,812	3,393	3,437	3,423

(3) 発達支援事業

根拠法令等	母子保健法 第10条、第13条第1項	負担割合	市10/10
-------	--------------------	------	--------

<目的・事業内容>

乳幼児健診後のフォローの一環として行うもので、精神運動発達遅滞疑いや言語発達遅滞疑いの乳幼児に対して専門医による診察や保健指導を行うことにより、疾病異常の早期発見や正常な発育、発達を促す。

- ・発達クリニック：精神運動発達遅滞疑いの乳幼児に対する診察・相談。月1回、予約制。
- ・ことばとこころの相談：言語発達遅滞疑いや母子の心理的問題に対する相談。月6回、予約制。

<実績> 延受診者数

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
発達クリニック	95	104	101	89	88
ことばとこころの相談	120	167	165	182	148

8 母子保健指導事業

(1) 子育て世代包括支援センター

根拠法令等	母子保健法 第22条	負担割合	市10/10 一部国1/3、県1/3、市1/3
-------	------------	------	----------------------------

<目的・事業内容>

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行う、子育て世代包括支援センター

「はくはく^{おおむた}@mufa」を平成30年4月、子ども未来室内に設置した。

(2) 母子保健指導(健康相談)

根拠法令等	母子保健法 第10条、第14条、第15条、第16条 第22条	負担割合	市10/10
-------	-----------------------------------	------	--------

<目的・事業内容>

妊娠中の母体を保護し疾病や異常を予防し、健やかに生み育てるよう援助するため、母子健康手帳を交付し、保健指導を実施する。

また、健やかな成長を支援するため、それぞれの発達段階に応じた育児相談等を実施する。

平成24年度からは、3歳児歯科健康診査時に育児相談を実施している。

<実績>

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
妊 婦	妊娠届出数	792	810	751	729	671
	実人数	855	871	810	856	778
	延人数	906	937	885	870	788
産 婦	実人数	203	239	240	258	211
	延人数	378	509	450	519	453
乳 児	実人数	1,008	997	1,022	993	961
	健診の事後指導 (再掲)	36	31	73	89	101
	延人数	1,211	1,293	1,297	1,267	1206
幼 児	実人数	1,039	1,028	984	1,082	1513
	健診の事後指導 (再掲)	69	53	108	123	140
	延人数	1,376	1,330	1,377	1,387	1763
その他	実人数	85	97	119	153	301
	延人数	210	196	223	345	417
電話相談	延人数	1,448	1,516	1,606	1,938	1683
はぐはぐ コール※1	実人数	-	-	-	592	742

(※1) はぐはぐコールは、妊娠8か月以上の妊婦に対し電話相談を行う（平成30年8月から実施）。

(3) 育児支援事業

根拠法令等	母子保健法 第9条、第10条、第22条	負担割合	市10/10 一部 国1/2 市1/2
-------	---------------------	------	------------------------

<目的・事業内容>

子どもの健康や発達についての知識を深めると共に、親同士交流を持ち、育児上の体験や悩みなどを共感することで、育児不安の解消を図る。保護者が安心して育児を行える環境を作り、児の健やかな成長を支援する。

- ・パパ・ママ育児専科：妊娠期の夫婦を対象とする。お父さんの妊婦体験や赤ちゃんのお世話体験などを行う。
- ・マタニティ&ママのほっとスペース：生後5か月未満の乳児と保護者及び妊婦が対象。同年齢の児を持つ親同士が悩みを共感することで、育児不安の解消を図る。
- ・赤ちゃん広場：生後5か月～12か月の乳児と保護者が対象。親子遊び、絵本の読み聞かせ、赤ちゃんの計測などを行う。
- ・健康教育等：子どもの成長発達の過程と子どもへの関わり方の話など、健康教育を実施している。

<実績>

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
パパ・ママ育児専科	回数	3	3	6	8	5
	参加人数	76	92	119	94	82
マタニティ&ママの ほっとスペース	回数	12	12	12	22	21
	参加人数	211	237	217	257	284
赤ちゃん広場	回数	12	12	12	12	10
	参加人数	304	401	335	379	256
健康教育等	回数	1	3	2	2	1
	参加人数	46	268	48	31	14

(4) 妊娠期からのケアサポート事業

根拠法令等	母子保健法 第22条 児童福祉法 第6条の3第5項 大牟田市妊娠期からのケアサポート事業実施要領	負担割合	—
-------	---	------	---

<目的・事業内容>

市と県内医療機関等との連携体制の整備を行い、妊娠期から要支援者を把握し、早期に養育支援訪問等を行って育児不安の軽減等を図る。平成23年度から実施。

<実績>

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
医療機関からの 依頼件数	妊婦	2	0	5	12	21
	産婦・新生児	26	32	44	58	110
医療機関への依 頼件数	妊婦	0	0	9	8	27
	産婦・新生児	0	0	0	0	4

(5) 産後ケア事業

根拠法令等	母子保健法 第9条、第10条、第22条 大牟田市産後ケア事業実施要綱	負担割合	国1/2 市1/2
-------	---------------------------------------	------	-----------

<目的・事業内容>

出産後の母親の身体的回復と心理的安定等を図る。平成30年11月から実施。

<実績>

区分		年度	
		H30	R1
宿泊型 (実人数)		2	6
内訳 (延人数)	1泊2日	1	0
	2泊3日	0	1
	3泊4日	1	3
	4泊5日	0	2
	5泊6日	0	0
	6泊7日	0	0
日帰り型		0	0

(6) 訪問指導

根拠法令等	母子保健法 第11条、第17条、第19条 児童福祉法 第6条の3第4項、第5項	負担割合	市10/10 一部 国1/3 県1/3 市1/3
-------	--	------	-----------------------------

<目的・事業内容>

保健師等が妊娠期から就学前までの育児支援を必要とする家庭を訪問し、その家庭にあった子育て等の支援を行う。

妊産婦及び乳児（概ね生後3か月まで）への訪問は、福岡県助産師会に委託して実施している。

乳幼児健診の未受診者へは、看護職が訪問している。

<実績>

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
妊 婦	実人員	4	4	5	10	5
	延人員	11	8	17	16	15
産 婦	実人員	424	408	483	544	491
	延人員	535	551	688	678	596
新生児 (未熟児を除く)	実人員	404	382	443	508	434
	延人員	410	490	572	602	501
未熟児	実人員	13	6	12	11	11
	延人員	16	7	14	15	12
乳 児 (新生児・未熟児を除く)	実人員	41	40	59	221	219
	延人員	148	75	125	249	261
幼 児	実人員	176	204	179	216	190
	延人員	328	316	358	329	310
その他	実人員	19	32	32	60	51
	延人員	64	75	171	169	117

※そのほか、大牟田市と大牟田市民生委員・児童委員協議会との連携のもと、民生委員・児童委員、主任児童委員による「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施している。

9 母性及び乳幼児に係る歯科保健事業

(1) 歯科健康診査

根拠法令等	母子保健法 第10条、第12条、第13条第1項 歯科口腔保健の推進に関する法律 第7条、第8条	負担割合	市 10/10
-------	--	------	---------

<目的・事業内容>

歯の健康づくりとして、1歳6か月児、3歳児を対象に歯科健康診査を集団で実施し、健全な乳歯の育成を図る。

<実績>

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
1歳6か月児	対象人数	773	803	801	776	702
	実人数	649	686	689	694	615
	延人数	697	713	711	721	642
3歳児	対象人数	890	846	782	790	717
	実人数	712	690	647	659	616

(2) 歯科保健指導・相談事業等

根拠法令等	母子保健法 第13条第1項 健康増進法 第4条、第7条 地域保健法 第6条 歯科口腔保健の推進に関する法律 第7条、第8条	負担割合	市 10/10
-------	---	------	---------

<事業内容>

幼児のむし歯有病者率の減少を図るため、乳幼児への歯科健康教育及び歯科健康相談やフッ化物塗布を実施している。

<実績> 延参加者数

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
妊婦歯科健康相談		573	573	509	499	437
乳幼児の歯育て教室	保護者	182	152	220	237	202
	乳幼児	181	154	241	257	219
個別相談		308	388	378	404	273
歯科健康教育		60	36	14	38	81
フッ化物塗布		1,665	1,679	1,708	1,723	1,650
その他		1,232	1,340	1,474	1,475	1,581

※フッ化物塗布は、1歳6か月児歯科健康診査、3歳児歯科健康診査、みんなの健康展にて行っている。

※その他は「みんなの健康展」における歯みがき指導等及び「歯の祭典」における歯科健康診査。